

# 令和4年度 第6回庁議要旨

日時：令和4年6月13日（月）

午後2時45分～午後3時15分

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 公共交通チャレンジデーの実施について（復興企画部）

本市では、地域公共交通のあるべき姿を示すとともに、地域の移動ニーズに細やかに対応する公共交通の実現に向けた取組などを示す「石巻市総合交通計画」を令和4年3月に策定した。

同計画においては、課題解決や計画の目標達成に向けた施策展開の方向性の1つに、「公共交通志向型の都市への転換に向けた仕組づくり」を掲げている。

石巻市総合交通計画に掲げる施策「公共交通に対する市民意識の改善」の中で、モビリティマネジメント（※）を推進するため、先行して本市職員を対象に自家用車の利用抑制及び公共交通の利用促進に率先して取り組み、今後の市全体への浸透につなげるもの。

#### ※モビリティマネジメント

過度に自家用車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。

#### (1) 主な内容

普段、公共交通以外の手段で職場に通勤している職員について、鉄道やバスなどの公共交通を用いた通勤を行う「公共交通チャレンジデー」を実施することにより、本市の地域交通の維持に対する職員の意識向上を図り、併せて、課題や成果の分析を行い、全市的なモビリティマネジメントの推進に役立てていくもの。

##### ① 対象職員

行政職（保育士を除く）の一般職員等

（任期付、再任用、派遣職員を含む。会計年度任用職員は除く。）

##### ② 公共交通チャレンジデーの設定

毎月第4金曜日（祝日等の場合はその前日）

##### ③ 実施方法

職場までの通勤手段に、鉄道、バス等の公共交通を活用する。

##### ④ 実施期間

令和4年7月～令和4年12月

##### ⑤ 課題及び成果の検証

実施期間終了後に、職員を対象としたアンケート調査を行い課題及び成果の検証を行う。検証結果については、今後、事業所等を対象に展開するモビリティマネジメント推進に当たっての参考データとして活用する。

⑥ その他

通勤手段を変更することにより発生する交通費は支給しないものの、職員の積極的な参加について協力をお願いするもの。

なお、本事業への参加により事故等が発生した場合については、一部通勤経路に変更が生じているものの、市の施策に基づくものであることから、通勤災害の対象として取り扱うものとする。

(2) 今後の予定

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 令和4年6月     | 職員通勤実態調査                     |
| 令和4年7月～12月 | 公共交通チャレンジデーの実施（原則毎月第4金曜日）    |
| 令和5年1月     | 職員アンケートの実施、課題及び成果の検証         |
| 令和5年2月～    | 市内事業所等を含めたモビリティマネジメント推進施策の検討 |

2 わたのはクリニックの廃止に伴う石巻市東部地区医療施設整備促進対策事業補助金（過年度分）の返還請求について（保健福祉部）

わたのはクリニックを運営していた医療法人仁泉会は、平成26年度に、補助事業の対象となる医療施設を10年間継続して開業する見込みがあることなどを条件として当該補助金を活用し診療所建設に係る事業用地を購入した後、平成28年4月1日に同クリニックを開設し診療を開始した。

その後、医師の退職に伴う後任医師の確保が困難との理由により、令和3年4月1日からクリニックを休止していたが、1年間の休止を経て本年3月31日をもって診療所を廃止する旨の届出を宮城県知事（石巻保健所）に行い受理された。

事業の休止及び廃止に伴い、当該補助金交付要綱に規定する補助金の交付決定の取消し等に該当すると認められることから、同要綱の規定に基づき、交付した補助金の一部について返還請求を行うもの。

(1) 主な内容

① 請求先 住所 青森県八戸市河原木字八太郎山10-81  
氏名 医療法人仁泉会 理事長 田中 由紀子

② 請求額 22,940千円

※補助金交付額45,880千円から、クリニックを開設していた期間（平成28年4月から5年間）は、補助金の効果があったものとし、当該期間に相当する額を控除した額

③ 返還期限 令和4年9月30日

(2) 今後の予定

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 令和4年6月 | 法人に対し補助金返還請求書等送付      |
| 9月     | 市議会第3回定例会に補正予算案について提案 |

### 3 石巻市立石巻中学校の位置の変更について（教育委員会）

石巻中学校校舎は、昭和45年に建設され、建設後50年以上が経過しており、老朽化が著しく、応急的な修繕やメンテナンスによる維持管理が困難な状況になっていることから、今後30年以上使用することを前提に長寿命化工事を行う予定としている。併せて、屋内運動場の長寿命化工事も行う予定としている。

長寿命化工事は、工事期間が令和5年度末までの見込みであり、その間は、隣接する旧門脇中学校を仮校舎として使用するため、石巻中学校の位置を変更するもの。

#### (1) 主な内容

長寿命化に係る工事期間中、旧門脇中学校校舎、屋内運動場等を使用することから、この間、石巻中学校の位置を変更するもの。

現在の位置 石巻市泉町四丁目7番15号

変更後の位置 石巻市泉町四丁目7番12号

#### (2) 今後の予定

令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正について提案  
(公布の日から施行)

教育委員会第6回定例会に石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正について提案

令和4年8月 仮校舎等として旧門脇中学校を使用開始

令和6年3月 長寿命化工事完了

令和6年4月 石巻中学校供用開始

### [報告事項]

#### 1 石巻市総合運動公園のネーミングライツ契約更新について（市民生活部）

行財政運営プランの取組項目として、総合運動公園等への広告設置・ネーミングライツ導入の検討が掲げられ、平成30年11月に提案募集型ネーミングライツ・パートナーの募集を開始し、平成30年度第3回石巻市広告事業活用委員会において、優先交渉権者に選定されたセイホク株式会社と令和元年6月27日付けで本市初のネーミングライツ契約を締結し、施設の愛称を「セイホクパーク石巻」とした。

先般、契約期間の満了に伴い契約書第20条に規定する優先交渉権者であるセイホク株式会社より契約更新を希望する旨の通知があり、令和3年度第2回石巻市広告事業活用委員会において、更新内容について審議、承認され更新契約を締結した。

ネーミングライツ事業を進めることにより、一定の財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立するとともに、地域経済活性化及び市民サービスの継続的な実施を図るもの。

#### (1) 主な内容

##### 【石巻市総合運動公園ネーミングライツ更新契約】

① 対象施設 石巻市総合運動公園

② 施設の愛称 セイホクパーク石巻

③ 契約期間 令和4年7月1日から令和7年6月30日まで（3年間）

④ 契約金額 年間1,800千円(税別)

⑤ 契約相手方 東京都文京区本郷1丁目25番5号

セイホク株式会社 代表取締役社長 井上篤博

【現契約と更新後の内容比較】

|           | 現契約                        | 更新後                       |
|-----------|----------------------------|---------------------------|
| 施設の愛称     | セイホクパーク石巻                  | セイホクパーク石巻                 |
| 契約期間      | 令和元年6月30日から<br>令和4年6月30日まで | 令和4年7月1日から<br>令和7年6月30日まで |
| ネーミングライツ料 | 年額2,000千円(税別)              | 年額1,800千円(税別)             |

(2) 今後の予定

無し。

## 2 市職員の省エネの推進について(市民生活部・総務部)

地球温暖化の主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であり、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められている。

本市においても、省エネやグリーン購入など環境に配慮した行動を率先して実行する「石巻市環境保全率先行動計画」を策定し実施しているが、令和2年度の温室効果ガス排出量の目標達成率は67.6%で未達成であった。

市職員が率先して事務事業の中で省エネを実践する行動を行うことにより、市民・事業者に対して環境保全への取り組みを誘導・喚起し、環境負荷の低減を図り、地球温暖化対策を推進する。

(1) 主な内容

○市職員全体で省エネに取り組む

### エネルギー使用量実績と温室効果ガスの排出量について

現計画では、本市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度末までに基準年度比で26%削減することとしているが、国の基準では46%の削減目標を掲げていることから、更なる削減を目指すべく、市職員が身近な省エネとして自ら取り組むことが出来る節電・節水について市職員全体として実践する。

| 項目                                | 基準年値<br>(2014年度) | 目標値<br>(2030年度) | R2年度実績<br>(2020年度) | 前年度比   | 目標達成率  |
|-----------------------------------|------------------|-----------------|--------------------|--------|--------|
| 電気使用量(kw-h)                       | 26,796,970       | 19,829,758      | 28,550,923         | 103.0% | 69.5%  |
| 水使用量(m <sup>3</sup> )             | 697,151          | 515,892         | 287,162            | 62.4%  | 179.7% |
| 温室効果ガス<br>排出量(t-CO <sub>2</sub> ) | 19,776           | 14,634          | 21,663             | 103.8% | 67.6%  |

### 【主な取り組み】

身近な省エネ対策である「節電」「節水」に重点的に取り組み、職場のみならず各家庭や出先においても省エネの意識の普及に努める。

取組については、各課等で管理責任者を決めて、確実に「節電」「節水」を行う。

※環境保全率先行動計画に記載の節電に関する取組の例

- ① こまめな消灯を心がける。
- ② 昼休みは、窓口等を除き支障のない範囲で消灯する。
- ③ 就業前の不必要な照明を消灯する。
- ④ 就業後のPCモニターの主電源を切る。
- ⑤ 照明器具を定期的に清掃し、明るさを保つ。
- ⑥ コピー機等のOA機器は、使用後は省電力モードに切り替える。
- ⑦ 水道使用時は、水量を抑制するよう心がける。

### (2) 今後の予定

令和4年6月 グループウェアにて省エネの推進について周知

### 【その他】

- ・第2回定例会について（総務部）

以上